

令和3年第5回 吉川市教育委員会会議
議 案 書

令和3年5月28日(金)

令和3年第5回吉川市教育委員会会議
付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	第23号議案	埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について
2	第24号議案	令和3年度吉川市一般会計補正予算(第4号)について

第23号議案

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用に関する規則（平成16年吉川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれにも該当するものは、公共施設予約案内システムの利用者登録をすることができる。</p> <p>(1) 中学生を除く15歳以上の者（<u>未成年者</u>にあつては、当該者の保護者が登録内容について同意している者）又は中学生を除く15歳以上の者を代表者とする団体（代表者が<u>未成年者</u>である場合にあつては、当該者の保護者が登録内容について同意している団体）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(登録申請者の確認)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条の規定による利用者登録の申請があつたときは、登録申請者が本人であることを次のいずれかの書類で確認するものとする。この場合において、登録申請者が団</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれにも該当するものは、公共施設予約案内システムの利用者登録をすることができる。</p> <p>(1) 中学生を除く15歳以上の者（<u>20歳未満の者</u>にあつては、当該保護者が登録内容について同意している者）又は中学生を除く15歳以上の者を代表者とする団体（代表者が<u>20歳未満</u>である場合にあつては、当該保護者が登録内容について同意している団体）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(登録申請者の確認)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条の規定による利用者登録の申請があつたときは、登録申請者が本人であることを次のいずれかの書類で確認するものとする。この場合において、登録申請者が団</p>

体のときは、代表者又は構成員を登録申請者本人とする。

(1)及び(2) 略

(3) 個人番号カード

(4) 略

(5) その他登録申請者が本人であることを確認できると認める書類

2 登録申請者（登録申請者が団体である場合にあっては、その代表者）が未成年者であるときは、前条の規定による申請書に当該登録申請者の保護者の同意書を添付しなければならない。

(利用者登録の有効期間)

第7条 利用者登録の有効期間は、電磁的記録媒体に登録した日から2年間とする。

様式第1号（第4条、第10条、第12条関係）

略

埼玉県東南部地域公共予約案内システム利用者登録（変更・廃止）申請書

略

●利用者が登録日現在、未成年者の場合のみ記入してください。

略

略	略	略
略		

略

体のときは、代表者又は構成員を登録申請者本人とする。

(1)及び(2) 略

(3) 健康保険被保険者証

(4) 略

(5) 住民基本台帳カードその他の官公署の発行したもので本人であることを確認できるもの

2 登録申請者（登録申請者が団体である場合にあっては、その代表者）が20歳未満であるときは、前条の規定による申請書に保護者の同意書を添付しなければならない。

(利用者登録の有効期間)

第7条 利用者登録の有効期間は、電磁ファイルに登録した日から2年間とする。

様式第1号（第4条、第10条、第12条関係）

略

埼玉県東南部地域公共予約案内システム利用者登録（変更・廃止）申請書

略

●利用者が登録日現在、未成年者（20歳未満）の場合のみ記入してください。

略

略	略	略
略		印
略		

略

様式第3号 (第8条関係)

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム利用者登録更新申請書

略

●利用者が更新日現在、未成年者の場合のみ記入してください。

略

略	略	略
略		
略		

略

様式第3号 (第8条関係)

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム利用者登録更新申請書

略

●利用者が更新日現在、未成年者(20歳未満)の場合のみ記入してください。

略

略	略	略
略		㊟
略		

略

様式第4号 (第11条関係)

埼玉県東南部地域公共施設・生涯学習講座予約案内システム利用者登録カード再発行申請書

略

●利用者が登録日現在、未成年者の場合のみ記入してください。

略

略	略	略
略		
略		

略

様式第4号 (第11条関係)

埼玉県東南部地域公共施設・生涯学習講座予約案内システム利用者登録カード再発行申請書

略

●利用者が登録日現在、未成年者(20歳未満)の場合のみ記入してください。

略

略	略	略
略		印
略		

略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定により作成されている用紙は、改正後の第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

令和3年5月28日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張 利恵

提案理由

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムについて、民法改正に伴う成人年齢の引き下げや押印手続廃止等に対応するため、この案を提出するものである。

第24号議案

令和3年度吉川市一般会計補正予算（第4号）について

令和3年度吉川市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する事務に係る部分（別紙）について、意見を求める。

令和3年5月28日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張 利恵

提案理由

令和3年度吉川市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する事務に係る部分について吉川市長に意見を申し出たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、この案を提出するものである。

令和3年度

吉川市一般会計補正予算（第4号）

（教育に関する事務に係る部分抜粋）

第1表 歳入歳出予算（教育に関する事務に係る部分）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	合計額
13. 分担金及び負担金	1. 負担金	2,722		2,722
14. 使用料及び手数料	1. 使用料	26,841		26,841
15. 国庫支出金		2,351		2,351
	1. 国庫負担金	0		0
	2. 国庫補助金	2,351		2,351
16. 県支出金	2. 県補助金	9,314		9,314
20. 諸収入		339,163		339,163
	3. 貸付金元利収入	0		0
	4. 雑入	339,163		339,163
歳入	合計	380,391		380,391

歳出

(単位 千円)

款	項	金額	補正額	合計額
9. 教育費	1. 教育総務費	1,189,512	898	1,190,410
	2. 小学校費	317,631		317,631
	3. 中学校費	180,950		180,950
	4. 社会教育費	426,691		426,691
歳出	合計	2,114,784	898	2,115,682

3 歲 出

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育總務費

3. 教育指導費	138,199	898	139,097				898
計	1,189,512	898	1,190,410				898

13. 使用料及び賃借料	898	30. 教育内容充実事業	898
		13 使用料及び賃借料	898
		著作権料	898